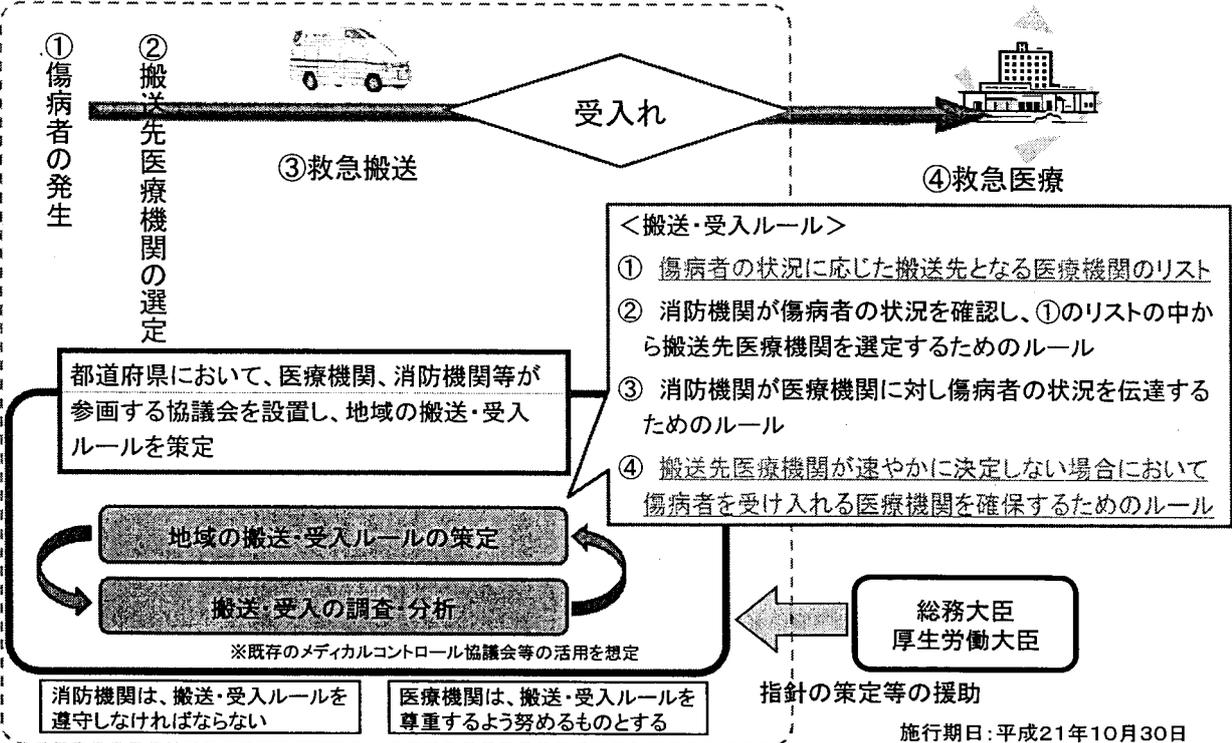


消防法の一部を改正する法律について (概要)

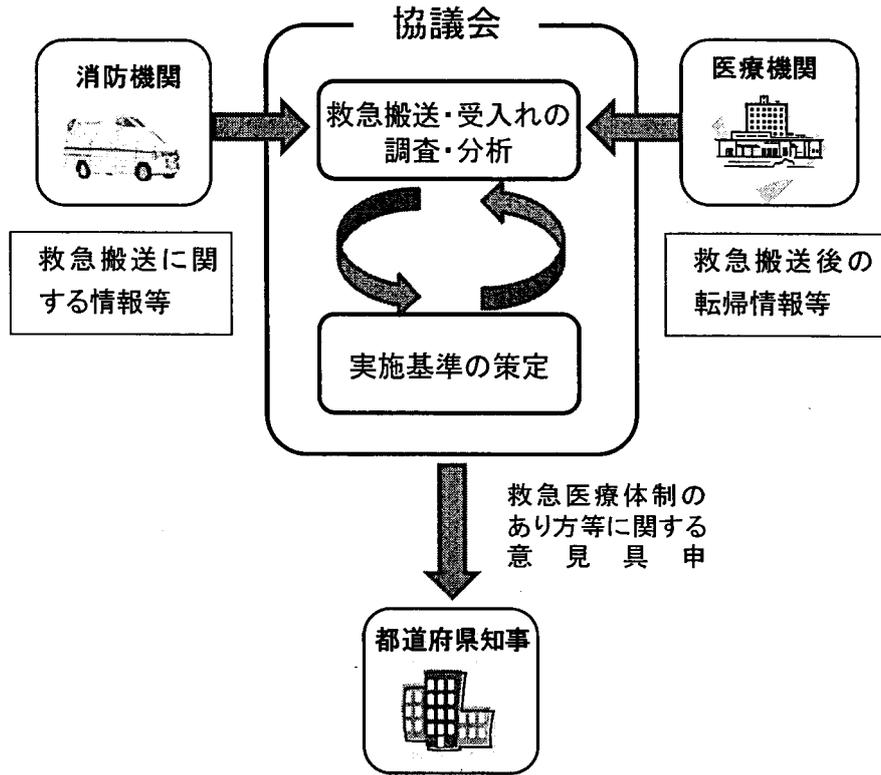
総務省消防庁 厚生労働省

消防法の一部を改正する法律の概要 (平成21年5月1日公布)

○ 傷病者の搬送及び受入れを円滑に行うことが、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等の観点から、重要な課題。このため、消防法を改正し、都道府県において、医療機関、消防機関等が参画する協議会を設置し、地域の搬送・受入ルールを策定することとしたところ。



協議会の役割



消防法改正(1):協議会について

協議会

都道府県に設置

○ 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師 (救命救急センター長など)
- ・ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)

○ 役割

- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整 (調査・分析など)

➡ 都道府県知事

意見具申

- ・ 実施基準
- ・ 搬送・受入れの実施に関し必要な事項

➡ 関係行政機関

協力要請

- ・ 資料提供
- ・ 意見表明

消防法改正(2):実施基準(ルール)について

実施基準(ルール)

都道府県が策定・公表

- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するためのルール

※都道府県の全区域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

総務大臣
厚生労働大臣

情報提供
等の援助

・医学的知見
に基づく
・医療計画と
の調和

等

基準策定時
に意見聴取

協議会



スケジュール

	国	都道府県
5月1日	改正消防法公布 (法律第34号)	
6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県関係者向説明
	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法の一部を改正する法律の施行日を定める政令(8月14日公布) 	<p>協議会設立準備</p> <p>↓</p>
10月27日	<ul style="list-style-type: none"> 実施基準策定ガイドライン発出 	
10月30日	改正消防法 施行	
		<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会設立 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施基準策定